

令和4年度研修実施計画一覧表(令和3年度との比較表)

\*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自序研修を表す。

(4.2.2)

番号	研修名等	令和4年度			令和3年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	4.9.13(火)~9.14(水)	2	未定	3.10.19(火)	1	30	日程変更・短縮、ウェブ会議
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 4.9.1(木)~9.2(金) 第2回 4.11.21(月)~11.22(火)	各2	8 約50	3.9.2(木)~9.3(金) 3.11.25(木)~11.26(金)	2 2	8 中止	テレビ会議
3	◎事務局長研究会	5.2.16(木)~2.17(金)	2	未定	4.2.17(木)~2.18(金)	2	24	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	4.5.24(火)~5.26(木)	3	未定	3.5.18(火)~5.20(木)	3	中止	
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 テ 4.4.25(月) 第2回 ヴ 4.9.12(月) 4.9.21(木)~9.22(木)	1 3	約20 未定	3.4.27(火) 3.9.29(水)~10.1(金)	1 3	18 中止	日程短縮、テレビ会議
6	◎管理者研究会	4.4.18(月)~4.22(金)	5	未定	3.8.24(火)~8.25(水)	2	92	日程変更・短縮、テレビ会議
7	◎研修計画協議会	テ 5.1.6(金)	1	約30	4.1.6(木)	1	31	テレビ会議
8	◎中間管理者研修I	第1回 ヴ 4.9.5(月)~9.6(火) 4.10.11(火)~10.12(木) 第2回 ヴ 4.9.5(月)~9.6(火) 4.10.13(木)~10.14(金) 第3回 ヴ 5.1.18(木)~1.19(木) 5.2.7(火)~2.8(水) 第4回 ヴ 5.1.18(木)~1.19(木) 5.2.9(木)~2.10(金)	各4	約80 約80 約80 約80	3.9.7(火)~9.10(金) 3.10.12(火)~10.15(金) 4.1.11(火)~1.14(金) 4.2.7(月)~2.10(木)	各4	中止 中止 中止 中止	
9	◎中間管理者研修II	第1回 4.10.25(火)~10.27(木) 第2回 4.12.5(月)~12.7(水)	各3	未定 未定	3.12.7(火)~12.9(木)	3	中止	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回 4.6.21(火) 第2回 4.6.22(水)~6.23(木)	1 2	約80 未定	3.6.23(水)~6.25(金) 3.6.30(水)~7.2(金)	各3	中止 中止	
11	◎研修指導研究会	第1回 4.6.1(水)~6.3(金) 第2回 4.12.13(火)~12.15(木)	各3	約40 約50	3.6.2(水)~6.4(金) 3.12.14(火)~12.16(木)	各3	中止 中止	
12	◎実務指導研究会	民事 4.4.26(火) 刑事 4.4.27(水) 家事 4.4.27(水) 少年 4.4.26(火)	各1	約40 約40 約35 約25	3.4.27(火) 3.4.28(水) 3.4.28(水) 3.4.27(火)	各1	中止 中止 中止 中止	
13	◎家事実務研究会(※)	4.11.8(火)~11.10(木)	3	約100	3.11.17(水)~11.18(木)	2	99	日程短縮、テレビ会議
14	◎少年実務研究会(※)	4.9.7(水)~9.9(金)	3	約100	3.12.20(月)~12.21(火)	2	100	日程短縮、テレビ会議
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 4.6.22(水)~6.23(木) 第2回 ヴ 4.12.15(木)~12.16(金)	各2	約50 約50	3.6.9(水) 3.12.16(木)~12.17(金)	1 2	50 中止	日程短縮、テレビ会議
16	◎刑事実務研究会(※)	4.12.7(水)~12.8(木)	2	約50	3.11.10(水)	1	50	日程短縮、テレビ会議
17	◎家事特別研究会(※)	4.10.5(水)~10.6(木)	2	約50	3.10.7(木)~10.8(金)	2	50	テレビ会議
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 4.10.19(水)~10.21(金) 第2回 4.11.30(水)~12.2(金) 第3回 5.1.25(水)~1.27(金)	3 3 3	約30 約30 約30	3.10.19(火)~10.22(金) 3.11.30(火)~12.3(金) 4.1.18(火)~1.20(木)	4 4 3	中止 中止 30	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	4.7.5(火)~7.8(金)	4	未定	第1回:3.7.6(火)~7.7(水) 第2回:3.7.8(木)~7.9(金)	2 2	38 32	日程変更・短縮 日程変更・短縮
20	◎速記官中央研修	4.6.29(水)~6.30(木)	2	約20	3.6.30(水)~7.1(木)	2	中止	
21	◎総括執行官研究会	4.7.5(火)~7.7(木)	3	約20	3.9.16(木)	1	中止	
22	◎執行官実務研究会	5.3.1(水)~3.3(金)	3	未定	4.3.2(水)~3.3(木)	2	18	日程変更、DVD視聴
23	◎新任執行官研修	4.5.24(火)~5.27(金)	4	未定	3.10.11(月)	1	17	日程変更・短縮、テレビ会議、DVD視聴
24	◎係長等(総務担当)研修	4.9.27(火)~9.29(木)	3	約50	3.6.22(火)~6.24(木)	3	中止	
25	◎係長等(人事担当)研修	4.10.18(火)~10.20(木)	3	約50	3.7.13(火)~7.15(木)	3	中止	
26	◎係長等(会計担当)研修	4.11.15(火)~11.18(金)	4	約50	3.11.16(火)~11.19(金)	4	中止	

番号	令和4年度				令和3年度			備考
	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	
27	◎研修事務担当者研修	4.6.14(火)～6.15(水)	2	約40	3.6.15(火)～6.16(水)	2	中止	
28	◎総合職採用職員初任研修	4.4.6(水)～4.8(金)	3	未定	3.9.27(月)～9.28(火)	2	75	日程変更・短縮、ウェブ会議
29	◎情報セキュリティ研修	4.10.4(火)～10.5(水)	2	約60	3.9.14(火)～9.15(水)	2	中止	
30	◎情報処理研修	第1回 4.5.18(水)～5.19(木) 第2回 4.6.8(水)～6.9(木)	各2	約60 約60	3.5.19(水)～5.20(木) 3.5.26(水)～5.27(木)	各2	中止 中止	
31	◎採用試験事務担当者研究会	テ 4.5.27(金)	1	未定	3.5.25(火)	1	42	日程短縮、テレビ会議
32	◎CA研修実務試験	前期研修 4.6.27(月)～7.15(金) 実務研修 4.7.19(火)～8.19(金) 後期研修 4.8.22(月)～9.9(金)	15 23 15	未定	3.6.24(木)～7.14(水) 3.7.16(金)～8.20(金) 3.8.23(月)～9.10(金)	15 23 15	62	
33	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	75	1高裁で中止
34	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	286	
35	○書記官プラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	433	
36	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	2高裁で中止
37	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	約270	
38	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	未定	3高裁で中止
39	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	3高裁で中止
40	○事務官法律研修	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	9～11	未定	実施機関が適宜決定 実施機関が適宜決定	5～11	250	
41	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	4	未定	実施機関が適宜決定	2～5	未定	
42	●ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	中止	
43	●フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
44	●フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
45	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
46	●自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	合同実務研究	4.9～5.3	7月	未定	3.9～4.3	7月	4	
48	書記官実務研究	4.4～5.3	1年	2	3.4～4.3	1年	2	
49	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	4.7～5.3	8月	未定	3.7～4.3	8月	25	
同上 (指定研究)	4.4～5.3	1年	6	3.7～4.3		9月	6	期間短縮、人員変更
50	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	4.7～5.3	8月	未定	3.7～4.3	8月	12	
同上 (心身の鑑別についての研究)	5.2～3	1月	3	4.2～3		1月	3	
同上 (更生保護についての研究)	5.2～3	1月	3	3.9～11		2月	3	
51	書記官養成課程第一部	第19期 4.4.1(金)～5.3.24(金)	1年	187	3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	227	令和3年度欄は第18期生
52	書記官養成課程第二部	第18期 (2年生) 3.4.1(木)～5.3.24(金) 第19期 (1年生) 4.4.1(金)～6.3月下旬	2年	97	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	77	令和3年度欄は第17期生
53	家裁調査官養成課程第18期	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	52	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	47	令和3年度欄は第17期生
54	家裁調査官養成課程第19期	4.4.1(金)～6.3月下旬	2年	54	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	52	令和3年度欄は第18期生

- ・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中
- ・中央研修については、テー・テレビ会議、ウ→ウェブ会議又はテレビ会議、無印→参考
- ・備考欄には、令和3年度について当初計画から変更等があった内容等を記載した。